

一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパンの
積立金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパンの定款第50条の規定に基づき、この法人の積立金の管理と運営に関する基準を定め、積立金の妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 この法人の積立金は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 普及啓発事業積立金
- (2) 相談支援事業積立金
- (3) 調査研究事業積立金
- (4) 政策提言事業積立金
- (5) 連携事業積立金

(原資)

第3条 この法人の積立金の原資は、次の各号の全部又は一部とする。

- (1) この法人の会計の剰余金
- (2) この法人への寄附金

2 前項の原資による積立は、理事会の議決を経て、これを行うことができる。

(使途)

第4条 この法人の積立金の使途は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 普及啓発事業積立金は、この法人の定款第4条第1項第1号に定める、悪性リンパ腫に関する正しい知識の普及啓発及び広報事業に充てる。
- (2) 相談支援事業積立金は、この法人の定款第4条第1項第2号に定める、悪性リンパ腫の患者とその家族に対する相談及び支援事業に充てる。
- (3) 調査研究事業積立金は、この法人の定款第4条第1項第3号に定める、悪性リンパ腫に関する調査研究、及び調査研究の成果を発表する事業に充てる。
- (4) 政策提言事業積立金は、この法人の定款第4条第1項第4号に定める、悪性リンパ腫に関する政策提言事業に充てる。
- (5) 連携事業積立金は、この法人の定款第4条第1項第5号に定める、悪性リンパ腫に関する団体及び悪性リンパ腫以外の関係団体との連携事業に充てる。

2 前項の使途に充てる取崩は、理事会の議決を経て、これを行うことができる。

(管理)

第5条 この法人の積立金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

(補則)

第6条 この規程は、理事会で定めるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、理事会の承認（平成26年3月31日）をもって施行する。